

「市立学校プール対応方針（案）」へのご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

市立学校に設置されているプールの多くは、設置から30年以上経過し、全体的に老朽化が進行しています。

プールの老朽化状況に対応するため、令和5年度から一部の学校において、近隣の学校や市営、民間プールを代替プールとして活用した水泳授業を実施する取組を開始し、代替プール利用の効果と課題について検証を行ってきました。

この取組を踏まえて、市立学校プール対応方針を策定し、この方針に基づき、児童・生徒が安全安心に水泳授業を受けることができる教育環境を確保していくものです。

この方針案について公表し、広く市民の皆様のご意見を募集します。

●意見募集期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）まで

●意見を提出できる方

- ①市の区域内に住所を有する方
- ②市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方、及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- ④市の区域内にある学校に通学する方

●意見の提出先

1 持参する場合	学校施設給食課（本庁舎3階）又は各支所、各市民センターに提出してください。
2 郵送で提出する場合	〒965-8601 東栄町3番46号 学校施設給食課宛
3 ファックスで提出する場合	0242-39-1309
4 電子メールで提出する場合	gakushi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

●意見の提出方法

所定の意見書様式又は任意の様式に、氏名、住所、電話番号（法人の場合は、名称、所在地、電話番号）を記載し、提出先まで直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールによりご提出ください。

※住所又は所在地が会津若松市以外の方は、上記「意見を提出できる方」の②、③、④のうち、該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を記載してください。

※意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記載してください。

※匿名や電話での意見提出は受付できません。

※提出いただいた書面はお返ししませんので、ご了承ください。

※提出いただいた意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

※提出いただいた意見に対し、直接ご本人への回答はしませんので、ご了承ください。

●資料の閲覧場所

本方針（案）は、学校施設給食課、北会津支所、河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、市政情報コーナー、市のホームページで閲覧することができます。

【資料の閲覧場所及び閲覧できる日時】

閲覧場所	閲覧できる日時
学校施設給食課、北会津支所、河東支所、各市民センター、市政情報コーナー	月曜日から金曜日まで（祝日・振替休日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで
生涯学習総合センター	休館日を除く日 午前9時から午後5時まで

※学校施設給食課以外の施設には、本方針に関する担当者がおりませんので、詳しいお問い合わせは、学校施設給食課までお願いします。

●お問い合わせ先

会津若松市教育委員会 学校施設給食課（電話番号0242-23-7008）

●市ホームページアドレス

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>